**駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみ使用規程**

（趣旨）

第１条　この規程は、駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（使用承認申請）

第２条　着ぐるみを使用する場合は、着ぐるみ使用承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付し、駒ヶ根市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸出の承認）

第３条　着ぐるみを使用できるのは、次の範囲内とする。

（１）駒ヶ根市のＰＲ活動に関する事業

（２）地域振興・産業振興や観光客の誘客を目的としたイベント等

（３）保育園及び学校教育法第１条に規定する学校等が教育目的に使用するとき

（４）その他、市長が認めた場合

２　市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認する。

（１）駒ヶ根市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき

（２）着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れがあるとき

（３）法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反する恐れがあるとき

（４）特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき

（５）その他、市長が着ぐるみの使用について不適当であると認めたとき

３　前項の承認は、着ぐるみ使用承認書（様式第２号）をもって行う。

（使用料）

第４条　使用料は無料とする。

（遵守事項）

第５条　被承認者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認した用途のみに使用すること

（２）使用期間を遵守すること

（３）別記「着ぐるみ使用上の注意」を遵守すること

（４）その他、市長が特に付した条件に従って使用すること

（貸出承認の取消）

第６条　被承認者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。この場合、被承認者に損害が生じても、市長はその責任を負わない。

（原状復帰）

第７条　着ぐるみを汚損した場合は、被承認者の責任と負担により、修繕又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定に関わらず、市長が、着ぐるみの修繕又はクリーニングを求めたときは、被承認者はこれに従わなければならない。

（承認者の責任）

第８条　着ぐるみの使用により生じた事故・損害等について、市長は一切の責任を負わない。

（補則）

第９条　この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

　この規程は、２０１４年４月１日より施行する。

別記

**駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみ使用上の注意**

駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみの使用にあたっては、下記の事項を遵守してください。また、人が入っているということを見物人に意識させる、言葉に出すなどの発信は絶対にしないでください。

１　装着者は、その身長が170cm以内で、可能な限り細身の体型の人としてください。

２　装着の際は、可能な範囲で、長袖のシャツ・ズボンを着用し、頭頂部に手拭いを、両手には軍手等の手袋を着用してください。また、破損した状態で着用しないでください。

３　着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行ってください。

４　装着中は、関係者以外の前で発声をしないでください。

５　雨や風雪等による汚損及び劣化を避けるため、原則として屋内で使用してください。やむを得ず屋外で使用する場合には、汚損することのないよう細心の注意を払ってください。（特に、泥等による汚れには留意してください。また、雨天時の屋外での着用は絶対にしないでください。）汚破損した場合のクリーニングを求めることもありますので、取り扱いはていねいに行ってください。

６　装着者の体調管理には十分留意するとともに、着用時間が長時間に及ぶことのないようにしてください。なお、1回当たりの目安時間は、30分以内です。

７　動作の際は、周囲の安全に十分配慮してください。また、装着中は、必ずアテンド（介助者）補佐として付け、安全の確保に十分留意してください。

８　アテンドは、装着者が衝撃を被ることのないよう周囲の状況に十分配慮し、必要に応じた声掛けを行ってください。

９　装着後の着ぐるみは、内部（胴体及び手部、足部）に消臭スプレーを噴霧し、無人運転をさせて乾燥してください。使用後のバッテリーについても充電をおこなってください。

10　高温及び低温のところや湿気の多いところには、長時間置かないようにしてください。

11　輸送手段である自動車等から着替え室までは、必ず梱包した状態で運んでください。

12　駒ヶ根市PRキャラクターのイメージを損なう行動、発言、発信を行わないでください。

　（例：装着者の氏名や装着した感想、装着中（着ぐるみの胴体のみを装着など）の写真などをSNS等で発信しないでください。）

13　貸出時に装着のレクチャー及び着ぐるみ等の備品の確認を受けるようにしてください。

14　返却時に市担当者と着ぐるみを含む備品の状態を確認するようにしてください。

≪駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」プロフィール≫

|  |  |
| --- | --- |
| 名前 | 駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」 |
| すんでいるところ | 天竜川 かっぱ神社の近く |
| 誕生日 | 1月10日 |
| 性別 | 男の子 |
| 性格 | いたずら好きであわてんぼう |
| 特徴 | 中央アルプスをかたどった自慢の帽子と気分で変えるポシェットがお気に入り。帽子を取ると・・・。 |
| 好きなもの | 駒ヶ根のおいしい水とおいしい空気 |
| 苦手なこと | 泳いだりすること |
| 職業 | 駒ヶ根市観光PR主任。目指すは観光PR部長！ |
| うわさ | 伝説の「かっぱの妙薬」でみんなを笑顔にするらしい |

[様式第１号]

駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみ使用承認申請書

　　年　　月　　日

　駒ヶ根市長　伊藤祐三　様

申請者

所在地：

団体名：

代表者：

　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみを使用したいので、申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用内容 | イベント名 |  |
| 使用場所 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 借用方法 | 来訪　・　郵送（着払い） |
| 添付書類 |  |
| 備　　考 |  |

担当者連絡先

|  |
| --- |
| 団体名：部署名：担当者：電　話：ＦＡＸ：Ｅメール： |

[様式第２号]

駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみ使用承認書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

駒ヶ根市長　伊藤祐三

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみ使用について、承認します。

留意事項

１　着ぐるみ使用承認申請書の申請内容どおりに使用すること。

２　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみ使用規程を遵守すること。

３　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」着ぐるみ使用上の注意を遵守すること。

特記事項

＝お問い合わせ＝

〒399-4192　長野県駒ヶ根市赤須町20-1 駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課 観光係

℡0265-96-7724　FAX0265-83-1278 kankou@city.komagane.lg.jp